

重要事項説明書

1 事業者概要

名称・法人種別	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
代表者名	長野 和幸
所在地・電話	所在地 今治市南宝来町1丁目9番地8 電話0898-22-6018

2 事業所の概要

事業所名	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川
所在地	今治市玉川町大野甲 86 番地 1
介護保険事業所番号	3800200101
管理者・連絡先	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川 □□ □□ 電話 0898-36-8330
サービス提供地域	桜井・朝倉・玉川 圏域

3 事業所の職員体制等

職種	職務内容	人員（常勤換算）
管理者（兼務）	管理業務	1名
保健師等	指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務	1名以上
社会福祉士等	指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務	1名以上
主任介護支援専門員等	指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務	1名以上
介護支援専門員	指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務	1名以上

4 サービス提供時間

提供時間	平日 8時30分～17時30分 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
------	--

ただし、本会会長が必要と認めた場合には、営業日及び営業時間の変更、又は臨時に休業することがあります。

5 利用者負担金

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援については、介護保険適用の場合、原則として利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納等がある場合、1月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を今治市の窓口に提出しますと、後日払い戻しを受けられる場合があります。

介護予防支援	4,420円
介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）	4,420円
初回加算	3,000円
委託連携加算	3,000円
介護予防ケアマネジメントC（配食サービス利用等）	2,020円

※上記は令和6年4月1日現在のものです。今治市が定める基準により変更される場合があります。

6 事業の目的及び運営方針

介護保険法等の関係法令等に従い、サービス提供地域に居住する利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画（以下「介護予防プラン」という。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

7 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務の手順

(1) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントA

ア 利用者からの申込み

イ 契約等手続

ウ アセスメントの実施

利用者の自宅を訪問して、利用者及びその家族と面接します。

エ 介護予防サービス計画原案の作成

アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者等と調整し、利用者と合意した結果に基づき介護予防サービス計画原案を作成します。

オ サービス担当者会議の開催等

介護予防サービス計画原案の内容について、担当者から専門的な意見を聴取します。（「介護予防支援経過記録」の作成。）

カ 介護予防サービス計画原案の説明、同意、交付

介護予防サービス計画原案の内容を利用者又は家族に説明し、同意を得て交付します。

キ サービスの提供

介護予防サービス事業者等に対し、介護予防サービス計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

ク モニタリング

- ① 3月に1回並びに著しい変化があったときは、利用者宅を訪問し面接します。
- ② 訪問しない月にあっては電話等により利用者との連絡を実施します。
- ③ 少なくとも1ヶ月に1回、サービス事業者に対しサービス実施状況や利用者の状態等に関する情報を聴取します。
- ④ 少なくとも1ヶ月に1回、上記③の結果を記録します。
- ⑤

ケ 主治の医師等への情報提供

サービス事業者等から情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

コ 評価

計画の達成状況について評価を行います。

(2) 介護予防ケアマネジメントC

ア 利用者からの申込み

イ 契約等手続

ウ アセスメントの実施

利用者の自宅を訪問して、利用者及びその家族と面接します。

エ 介護予防サービス計画原案の作成

アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者等と調整し、利用者で合意した結果に基づき介護予防サービス計画原案を作成します。

オ 介護予防サービス計画原案の説明、同意、交付

介護予防サービス計画原案の内容を利用者又は家族に説明し、同意を得て交付します。

カ サービスの提供

介護予防サービス事業者等に対し、介護予防サービス計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

8 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務の一部委託

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務を一部委託する際は、利用者に対し、委託先の事業所名及び所在地を明らかにしたうえで同意を得ることとします。(但し、介護予防ケアマネジメントCは除く。)

9 苦情対応・虐待対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。なお、業務を委託された居宅介護支援事業所がある場合はそちらの相談窓口へ申し出てください。

相談窓口	電話番号：０８９８－３６－８３３０ FAX 番号：０８９８－３６－８３２８ 相談員（責任者）今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川 □□ □□ 対応時間 平日 ８ 時 30 分～17 時 30 分
------	---

次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

今治市 健康福祉部 介護保険課	所在地 今治市別宮町一丁目4番地1 電話番号：0898-36-1526 FAX 番号：0898-34-5077 対応時間 平日8時30分～17時15分 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
愛媛県国民健康保 険団体連合会（国 保連）（業務管理課 介護福祉室）	所在地 愛媛県松山市高岡町101-1 電話番号：089-968-8700 FAX 番号：089-968-8717 利用時間 平日8時30分～17時00分 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

○虐待の防止のための措置

虐待の防止のための措置として、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における虐待防止のための指針整備を行い、指針に沿った対応を実施するものとします。

(3) 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施することとします。

(4) (1) から (3) の措置を適切に実施するための担当者を置きます。担当者は事業所長及び管理者とします。

10 担当者の変更等

担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業所の事情により担当者を変更する場合は、あらかじめ利用者に連絡します。

11 担当者の質の向上

事業所は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

12 記録の保管

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

13 秘密の保持

正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

(1) 担当職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とします。

(2) 事業所は、利用者等に関する個人情報を用いる場合は、当該利用者等に対して事前に説明をした上で、個人情報の利用に同意する旨の文書に記名を受けなければなりません。

(3) 事業所は利用者及びその家族の個人情報について、個人情報保護に関する方針及び社会福祉法人今治市社会福祉協議会個人情報保護規程また、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

14 事故発生時の対応

利用者にけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

15 身体拘束の禁止のための措置

(1) 事業所は原則として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

(2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

16 衛生管理及び従業員の健康管理等

(1) 事業所は、事業に使用する備品、用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等衛生管理に充分留意します。

(2) 事業所は、従業員に対し、伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

(3) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 ハラスメント防止対策

(1) 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(2) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者、利用者及びその家族等を対象とします。

(3) ハラスメント事案が発生した場合、ハラスメントの無い職場づくり（指針）及び介護現場におけるハラスメント対策マニュアルなどを基に対応し、同様案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

(4) 職員に対し、ハラスメントに対する考え方について研修を実施し、また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(5) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じることがあります。

19 評価の実施状況

第三者による評価は、実施していません。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援に係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代筆者氏名

（ 続柄 ）

利用者家族の代表 住所

氏名

（ 続柄 ）

代理人 住所

氏名

（ 関係性 ）

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援にかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所

事業者名

社会福祉法人 今治市社会福祉協議会

事業所名

今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川

説明者